

平成31年度 入札契約制度の改善について

1 規則・要綱の改正等

- (1) 善通寺市契約規則
- (2) 善通寺市工事請負契約約款
- (3) 善通寺市最低制限価格制度実施要綱
- (4) 善通寺市低入札価格調査制度実施要綱
- (5) 善通寺市建設工事総合評価方式実施方針
- (6) 善通寺市土木設計業務等委託契約約款
- (7) 善通寺市建築設計業務等委託契約約款

2 建設工事に係る入札契約制度の改善

(1) 社会保険未加入対策の拡大

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保の観点から実施している社会保険等未加入業者（※）との下請契約の禁止措置について、次のとおり、平成31年4月1日から拡大します。

※社会保険等未加入業者・・・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない建設業者（社会保険等の適用が除外される建設業者を除く。）をいいます。

	社会保険未加入対策の内容	違反した場合
現行	下請契約の請負代金の総額が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる工事の一次下請業者については、原則として、社会保険未加入業者を契約の相手方としてはならない。	<ul style="list-style-type: none">・元請業者への制裁金の請求・元請業者に対する指名停止措置・当該工事の工事成績評定の減点
改正	工事の一次下請業者については、原則として、社会保険未加入業者を契約の相手方としてはならない。	<ul style="list-style-type: none">・元請業者への制裁金の請求・元請業者に対する指名停止措置・当該工事の工事成績評定の減点

(2) 本市の入札方式

平成31年4月1日より、本市の建設工事に係る入札方式は、原則、次のとおりとします。

予定価格	1,000万円未満	1,000万円以上	2,000万円以上	5,000万円以上	1億5,000万円以上
入札方式	指名競争入札	指名競争入札	公募型指名競争入札	公募型指名競争入札	制限付一般競争入札
	価格競争	総合評価 (実績評価型)	総合評価 (実績評価型)	総合評価 (施工計画型)	総合評価 (技術提案型)
			低入札調査 失格基準価格	低入札調査 失格基準価格	低入札調査 失格基準価格

※ここでいう予定価格とは、消費税及び地方消費税を含みます。以下、同じ。

(3) 総合評価落札方式の改正

平成31年4月1日より、総合評価落札方式は、次のとおり改正します。

	総合評価落札方式の型式	
現行	予定価格 2,000万円以上	簡易型Aタイプ
	予定価格 500万円以上2,000万円未満	簡易型Bタイプ
改正	予定価格 1億5,000万円以上	技術提案型
	予定価格 5,000万円以上 1億5,000万円未満	施工計画型
	予定価格 1,000万円以上 5,000万円未満	実績評価型

(4) 低入札価格調査

平成31年4月1日より、低入札価格調査は、次のとおり実施します。

低入札価格調査の対象

予定価格が2,000万円以上であって、原則、総合評価落札方式により競争入札に付する建設工事及び製造の請負とします。

低入札価格調査基準価格

次の額の合計額（1,000円未満の端数は切り捨て）に100分の108を乗じて得た額とします。その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超えるときは、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たないときは、予定価格に10分の7を乗じて得た額とします。

直接工事費×0.95
共通仮設費×0.90
現場管理費×0.80
一般管理費×0.55

失格基準価格

次の額の合計額（1,000円未満の端数は切り捨て）に100分の108を乗じて得た額とします。その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たないときは、予定価格に10分の7を乗じて得た額とします。

直接工事費×0.85
共通仮設費×0.80
現場管理費×0.70
一般管理費×0.45

(5) 最低制限価格

平成31年4月1日より、最低制限価格は、次のとおり実施します。

最低制限価格の対象

本市が発注する予定価格が2,000万円以上の競争入札に付する建設工事及び製造の請負で、善通寺市低入札価格調査制度実施要綱に基づく低入札価格調査の適用対象工事以外のものとします。

最低制限価格

次の額の合計額（1,000円未満の端数は切り捨て）に100分の108を乗じて得た額とします。その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超えるときは、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たないときは、予定価格に10分の7を乗じて得た額とします。

直接工事費×0.95
共通仮設費×0.90
現場管理費×0.80
一般管理費×0.55

3 測量・建設コンサルタント業務等に係る入札契約制度の改善

(1) 業務完成保証人制度の廃止

測量・建設コンサルタント業務等の契約については、契約保証として業務完成保証人制度を適用していましたが、平成31年4月1日から次のように変更します。

	契 約 保 証 の 内 容	
現 行	契約金額50万円未満	契約保証不要
	契約金額50万円以上	業務完成保証人が必要
改 正	契約金額200万円未満	契約保証不要
	契約金額200万円以上	次のいずれかの保証が必要 ・ 契約保証金の納付 ・ 有価証券等の提供 ・ 金融機関等又は保証事業会社の保証 ・ 公共工事履行保証証券による保証 ・ 履行保証保険契約の締結

(2) 前払金制度の実施

測量・建設コンサルタント業務等の契約について、平成31年4月1日から前払金制度を実施します。

	前 払 金 制 度 の 内 容	
現 行	前払金制度なし	
改 正	前払金の対象	契約金額200万円以上
	前払金の金額	契約金額の10分の3以内 公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証証書を添付すること。